

令和 6 年 度

財政援助団体等監査報告書

逗子市監査委員

財政援助団体等監査報告

1 監査対象団体及び所管課

逗子市商工会 市民協働部 経済観光課

2 監査期間

令和6年11月29日（金）から令和7年1月30日（木）まで

3 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅
同 加 藤 秀 子

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金に係る事務の執行が法令等及び交付目的に沿って適正かつ効率的、効果的になされているかについて監査を実施した。

5 監査の方法

監査の実施に当たっては、令和5年度に逗子市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係者の出席を求め、当該事務事業の説明を聴取するとともに、提出された監査資料及び関係書類に基づいて、次の事項を主眼として監査を行った。

- (1) 出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。
- (2) 補助金の条件に従って、適正かつ効率的に事業が行われているか。
- (3) 補助金の目的以外に支出し、又は他に流用されていないか。
- (4) 補助金の目的が達成されているか。

6 監査の結果

逗子市商工会は、逗子市沼間1丁目5番1号に事務所を置き、「商工会の組織等に関する法律」に基づいて、地域の商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的として設立され、地域振興と経営改善普及事業等を実施している。

市では市内商工業の振興を図るため、逗子市商工会に対し、令和5年度は、商工業振興事業補助金16,754,000円、信用保証料補助金153,350円、新型コロナウイルス相談窓口対策補助金3,000,000円及び商店街団体等消費喚起事業費補助金10,649,875円

を交付している。

当該実施団体の補助金に係る出納その他の事務執行について、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

以下に指摘した事項については、必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

また、所管である経済観光課においては、交付団体の補助金に係る出納その他の事務について、指導・意見事項を踏まえ今後も十分な指導に努められたい。

(1) 逗子市商工会に対しての監査指摘事項

- ・出納にかかる各帳簿は適切に管理し、各帳簿間の記載金額やその内容等に矛盾が生じないように十分留意されたい。
- ・商工業振興事業補助金における収支決算書及び予算書等において、金額の誤記載がみられたため、適正な事務処理に努められたい。
- ・新型コロナウイルス相談窓口対策事業補助金において、未実施となった窓口相談の差分を雑費に流用していたため、今後は計画及び予算編成の段階から適正な積算を行うよう努められたい。また、同事業の講師派遣における承諾書に不備が認められたため、適正に処理されたい。

(2) 所管課である市民協働部経済観光課に対しての指導・意見事項

- ・逗子市商工業振興事業補助金について、補助の対象経費項目をより明確に定義するよう努められたい。
- ・給与規程の諸手当について、本市基準よりも高い金額で支出している手当が散見されたため、適正化に努められたい。
- ・補助金交付申請及び事業報告を受ける際には、提出書類の内容を十分確認し記載金額の突合や補助対象の可否等について十分精査するよう、適正な事務処理に努められたい。